

別表2（第3条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（廃棄物保管場所が共用であるテナント用シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

項目		適否
(1)	前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2)	一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3)	決められた廃棄物保管場所を把握している。	
(4)	事業所内でのごみの分別管理ができています。	
(5)	ビルや商業施設等の廃棄物保管場所のルールのとおり分別している。	
以下、該当する事業者・事業所のみ		
(6)	条例に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。 (付表参照)	
(7)	2R取組等事業者報告書兼計画書を期限内に提出している。 (条例第17条第1項関連)	
(8)	特定食品関連事業者減量計画書を期限内に提出している。 (条例第26条第2項関連)	